

## 国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

●お問い合わせ 【国民健康保険・後期高齢者医療】住民課 ☎76-3802  
【後期高齢者医療】大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

### 1 新しい被保険者証を送付します

- ▶現在お持ちの被保険者証は、7月末で有効期限が切れます。新しい被保険者証は7月中旬に書留郵便にてお送りしますので、8月以降は新しい被保険者証をご使用ください。  
〔受け取ることができなかった方は8月1日以降に住民課（役場1階）でお受け取りいただけますので、本人確認書類（運転免許証等）をご持参ください。〕

#### 国民健康保険証

新しい被保険者証は浅葱色で、有効期限は令和4年7月31日です

#### 後期高齢者医療

新しい被保険者証は緑色で、有効期限は令和4年7月31日です

### 2 限度額適用認定証等の申請を受け付けます

外来や入院時に自己負担限度額を超えるような場合、「限度額適用認定証」もしくは「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、医療費が限度額までの負担となります（「限度額適用・標準負担額減額認定証」については、入院時の食事代も減額されます）。

年齢	限度額証を作ることができる方	作らない方
0歳～70歳未満の方	全員	
70歳以上の方、後期高齢者医療保険加入者	非課税世帯の方 現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ区分の方	現役並み所得者Ⅲ区分の方、 一般区分の方

- 8月1日から有効の「限度額適用認定証」等の申請は、8月1日以降をお願いします。
- 70歳以上の方は、限度額認定証が必要ない場合がありますので、事前にお問い合わせください。
- 後期高齢者医療被保険者の方で、現在「限度額適用認定証」もしくは「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちで、令和3年度も該当する方には、7月中旬に新しい証を送付しますので、手続きの必要はありません。

### 3 非自発的失業者の保険料の減免について

非自発的に失業した方は、申請により保険料が減免される場合がありますので、お問い合わせ下さい。

### 4 後期高齢者医療保険料額決定通知書等の送付について

令和3年度の保険料決定通知書等を7月中旬にお送りします。保険料の納め方については、通知書の『期別保険料額』をご覧ください。

納期 (月)	保険料額		普通徴収の 納期限
	特別徴収額	普通徴収額	
4月			
5月			
6月	<b>通知書に記載</b>		
7月			
8月			

#### 特別徴収額の欄に保険料額が記載されている方

その月の年金から差し引かれます。

#### 普通徴収額の欄に保険料額が記載されている方

その月の納期限までに納付書等で保険料を納めていただきます。なお、口座振替申請をされている方は、通知書に記載の金融機関から振替させていただきますので、納付書等で納めていただく必要はありません。

## いきいきとした生活を送るために、歯科口腔健診を受けましょう

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802  
大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

大分県後期高齢者医療広域連合では、今年度76歳または81歳の誕生日を迎える後期高齢者医療の被保険者を対象に、肺炎等の疾病につながる口腔機能の低下を予防するため歯科口腔健診を実施します。口腔内の健康は、いきいきとした生活を送るためにも重要ですので健診を受けましょう。

- 対象者** 大分県後期高齢者医療の被保険者で今年度76歳または81歳の誕生日を迎える方  
(対象者には、6月中に歯科口腔健診受診券・問診票、実施機関一覧を送付しています)
- 検査項目** 問診、歯・入れ歯の状況、かみ合わせ状態、口腔内・歯周病・のみこみ機能の状況
- 実施期間** 令和3年7月1日(木)から令和3年12月28日(火)まで
- 費用** 歯科口腔健診にかかる費用は1回のみ無料  
(健診にて治療が必要と診断された場合の治療費は自己負担)
- 実施機関** 大分県後期高齢者医療広域連合と契約する歯科医療機関 ※事前予約が必要



#### ▶健診時に持参するもの

被保険者証(カード)、歯科口腔健診受診券・問診票(A4用紙両面印刷)  
(被保険者証や歯科口腔健診受診券・問診票を持参しないと受診できない場合がありますので、紛失した場合や送付されない場合は、広域連合または住民課までお問い合わせください)

## 国民年金広場

### 国民年金保険料免除等の申請について

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802  
日田年金事務所 ☎0973-22-6174

- ▶保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。
- ▶経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、年金事務所または住民課(役場1階)の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。



#### 令和3年度分(令和3年7月から令和4年6月)の免除等の受付

**受付開始** 令和3年7月1日から  
※申請時点の2年1ヶ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

- ▶失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間がある方は、年金事務所または住民課までご相談ください。

#### 次回の年金相談

- とき 8月25日(水)
- ところ 九重町役場1階102会議室  
※予約が必要ですので、日田年金事務所までご連絡ください